平成２３年（フ）第５５８号
栃木県鹿沼市栄町１丁目32番地13
債務者　髙橋　茂雄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７３号
栃木県矢板市乙畑1735番地38、前住所栃木県矢板市中606番地38　ロビンシティＡ―40
債務者　今野　雅彦
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７５号
栃木県大田原市中田原2097番地　県営中田原住宅１棟46号
債務者　狗飼　尚美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８０号
青森市筒井２丁目１―18、住民票上の住所青森市筒井２丁目６番20号
債務者　三浦　幹夫
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
青森市筒井２丁目１―18、住民票上の住所青森市筒井２丁目６番20号
債務者　三浦　聖子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅へ―４―１
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
青森県むつ市松山町２番６号　市営住宅８棟４号
債務者　志賀　智春
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地70―508
債務者　井岡　健一
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７９号
東京都羽村市羽中２丁目11番58号
債務者　滝澤　絵里
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
静岡県富士市中島56番地の１、前住所静岡県富士市伝法2867番地の５
債務者　田中　禮藏（住民票上の名禮藏）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１４５号
静岡県富士市今泉3582番地の21
債務者　大林　智子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９３号
北海道帯広市西20条南５丁目32番16号
債務者　田崎久美子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
北海道帯広市東６条南18丁目３番地45
債務者　太田　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３９３６号
千葉県千葉市緑区土気町1627―58
破産者　牧山　　豊
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９６６号
東京都港区南麻布３丁目９―６
破産者　佐治　秀哉
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９７７号
東京都板橋区氷川町26―２―202、開始決定時の住所東京都豊島区巣鴨５丁目３―６―201
破産者　安池　省平
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部